

## JSG ニュースレター

### <Tax>

# 台湾国外営利事業が稼得する役務報酬について 源泉徴収義務者による事前査定申請が可能に —台湾国内買受人の源泉税負担軽減を目的として—

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

財政部は 2021 年 12 月 16 日付で、2018 年 1 月 2 日付台財税字第 10604704390 号通達および「台湾国外営利事業による国境を越えた電子役務の提供に係る所得税課税作業要点」（中国語：外國營利事業跨境銷售電子勞務課徵所得税作業要点）、「所得税法第 8 条に規定する台湾源泉所得に係る認定原則」（中国語：所得税法第八條規定中華民國來源所得認定原則）第 15 条の 1 の規定の改正を行いました。また、「源泉徴収義務者が台湾国外営利事業に支払う役務報酬または事業所得について適用する利益率の申請・査定に係る作業要点」（中国語：扣繳義務人給付外國營利事業勞務報酬或營業利潤申請核定適用淨利率作業要点）の条文を追加しました。改正・追加内容としては、一部の台湾国外営利事業が台湾国内買受人と締結する契約において、当該所得の源泉徴収税額を買受人が負担することを約定していることに鑑み、源泉徴収義務者が実際に負担する、台湾にその源泉を有する収入に係る源泉徴収税額について、関連証明書類を提示できる場合、申請主体として、台湾国外営利事業の委任書を添付することなく、関連規定に基づき、適用する利益率および国内利益貢献度の査定申請ができる、というものです。また、国内の買受人の税負担を軽減するため、台湾にその源泉を有する当

該収入について査定された利益率および貢献度により計算した所得額に基づき、規定の源泉徴収税率で源泉徴収を行う、としています。

上記を纏めると、源泉徴収義務者が申請主体となることができ、徴税機関に対し、台湾国外営利事業が稼得した台湾にその源泉を有する収入に係る所得額の査定を申請することが可能となります。関連規定については、下表のとおりです。

<b>根拠法令</b>	台湾国外営利事業の国境を越えた電子役務の提供に係る所得税課税作業要点	源泉徴収義務者が台湾国外営利事業に支払う役務報酬または事業所得について適用する利益率の申請・査定に係る作業要点
<b>適用を受ける所得</b>	台湾国外営利事業の電子役務の提供に係る所得	台湾国外営利事業の役務報酬または事業所得
<b>申請主体</b>	源泉徴収義務者	
<b>受理機関</b>	源泉徴収義務者の所在地を管轄する国税局	
<b>適用要件</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 台湾国内の買受人が当該所得の源泉徴収税額を負担することを約定している</li> <li>2. 支払い前に事前査定を申請し、認定されている</li> </ol>	
<b>推定所得額</b>	<b>所得額</b> =支払額 x 査定後の利益率 x 査定後の台湾国内の利益貢献度	<b>所得額</b> =支払額 x 査定後の利益率
<b>証明書類</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 台湾国内の買受人が実際に負担する、台湾にその源泉を有する収入に係る源泉徴収税額に関する証明書類</li> <li>2. 締結済みで効力が発生した契約書（中国語訳を含む）</li> <li>3. 台湾国外営利事業の事業内容および台湾国内・国外における取引フローの説明</li> <li>4. 台湾国外営利事業の主要営業項目に関する証明書類</li> </ol>	

#### 勤業衆信の見解

財政部の規定緩和により、源泉徴収義務者が申請主体となることができるようになりました。これにより、申請のハードルが下がり、台湾国内の営利事業にとっては源泉徴収税の負担軽減の一助となります。ただし、台湾国内の営利事業は、以下の点に注意する必要があります。

1. 電子役務を提供している台湾国外営利事業が、台湾国内利益貢献度査定のための資料を提供できない場合、取引フロー全体または役務の提供地と使用地がいずれも台湾国内であるときは（例えば、台湾国内のオンライン広告サービス）、その台湾国内利益貢献度は 100%となり、その他の電子役務の国内利益貢献度は 50%となります。
2. 台湾国外営利事業の役務報酬または事業所得が電子役務に該当しない場合で、台湾国外営利事業の事前査定を申請しており、かつ、台湾国内利益貢献度査定のための資料を提供できないとき、その台湾国内利益貢献度は 100%であり、当該所得額の計算は以下のとおりです。

**当該所得額 = 支払額 x 査定後の利益率**

一方、源泉徴収義務者が申請人である場合、台湾国外営利事業の実際の台湾国内利益貢献度査定のための資料は提供できないのが一般的であり、今般の追加条文で、源泉徴収義務者が申請人になり得るとした事案の

申請について、規定を簡略化しました。当該所得額の計算は以下のとおりです。

**台湾国外営利事業の所得額 = 支払額 x 査定後の利益率**

つまり、国内利益貢献度は 100%と推定され、台湾国外営利事業の名義で申請する場合と変わらないことになります。

3. 財政部の説明によれば、源泉徴収税額の名義上の負担者は台湾国外営利事業です。還付に係る争議および作業コストの増加を回避するため、上述の追加条文により、源泉徴収義務者による申請が認められる事案において、源泉徴収義務者が台湾国外営利事業への報酬を支払う前に、国税局に申請を提出し、認定を受けた場合に限り、査定後の所得額により源泉徴収を行うことができます。すでに支払った報酬については適用できません。



Get in touch

[過去のニュースレターはこちら](#)

[台湾 JSG のホームページはこちら](#)

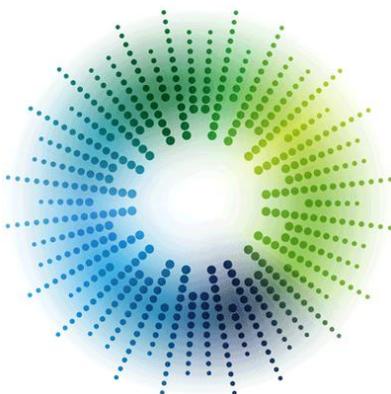


Deloitte とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）ならびにそのひとつまたは複数のメンバーファームおよびその関連事業体を指します。DTTL の全世界の各メンバーファームならびにその関連する事業体はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、DTTL のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関連事業体は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北および東京などの 100 を超える都市でサービスを提供しております。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびそのネットワーク組織（“Deloitte ネットワーク”）は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。Deloitte ネットワークのいかなる事業体も本資料の利用者がこれらに依拠することにより被った損失について一切責任を負わないものとします。

©2021 勤業訳信版權所有 保留一切權利



## 日商組新聞稿

### <Tax>

# 增訂扣繳義務人得預先申請國稅局推計核定給付 外國營利事業服務報酬之所得額， 減輕國內買受人扣繳稅款負擔

財政部於 12 月 16 日修正 107 年 1 月 2 日台財稅字第 10604704390 號令及「外國營利事業跨境銷售電子勞務課徵所得稅作業要點」，暨修正「所得稅法第八條規定中華民國來源所得認定原則」(下稱認定原則)第 15 點之 1 規定及增訂「扣繳義務人給付外國營利事業勞務報酬或營業利潤申請核定適用淨利率作業要點」，考量部分外國營利事業於合約約定由國內買受人負擔該筆所得之扣繳稅款，增訂扣繳義務人可提示其實際負擔該我國來源收入應扣繳稅款之相關證明文件者，得為申請主體，免檢附外國營利事業委任書，依相關規定申請核定適用之淨利率及貢獻度，並以該我國來源收入按核定之淨利率及貢獻度計算所得額，依規定之扣繳率扣繳稅款，以降低國內買受人的租稅負擔。

茲彙總說明扣繳義務人得為申請主體，申請稅務機關核定外國營利事業取自中華民國來源收入的所得額之相關規定如下：

法令依據	外國營利事業跨境銷售電子勞務課徵所得稅作業要點	扣繳義務人給付外國營利事業勞務報酬或營業利潤申請核定適用淨利率作業要點
適用所得	外國營利事業之電子勞務	外國營利事業之服務報酬或營業利潤
申請主體	扣繳義務人	

受理機關	扣繳義務人所在地國稅局	
適用要件	1. 約定由國內買受人負擔該筆所得之扣繳稅款 2. 於給付前申請並取得核准	
推計所得額	所得額 =給付額 x 核定淨利率 x 核定境內貢獻度	所得額 =給付額 x 核定淨利率
應備文件	1. 國內買受人實際負擔我國來源收入應扣繳稅款之相關證明文件 2. 已簽署生效之合約 (含中譯本) 3. 外國營利事業營業內容及境內外交易流程說明 4. 外國營利事業主要營業項目證明文件	

### 勤業眾信觀點

財政部放寬扣繳義務人得為申請主體，減少申請困難，有助國內營利事業降低扣繳稅款負擔。國內營利事業應注意下列事項：

1. 外國營利事業提供電子勞務，未能提供資料核實認定境內貢獻度者，除全部交易流程或勞務提供地與使用地均在我國境內者（例如境內網路廣告服務）其境內貢獻度為 100%，其餘電子勞務之境內貢獻度為 50%。
2. 外國營利事業之勞務報酬或營業利潤非屬電子勞務者，目前外國營利事業採預先申請且未能提供資料核實認定境內貢獻度者，其境內貢獻度為 100%，故其所得額=給付額 x 核定淨利率；而在扣繳義務人為申請人情況下，通常無法提供資料核實認定外國營利事業的境內貢獻度，因此，本次增訂扣繳義務人得為申請人的申請案件，簡化規定外國營利事業所得額=給付額 x 核定淨利率，意即推定境內貢獻度為 100%，與由外國營利事業名義提出申請並無不同。
3. 財政部說明，扣繳稅款名義負擔人係外國營利事業，為避免退稅爭議及增加作業成本，上述增訂得由扣繳義務人提出申請案件，扣繳義務人應於給付外國營利事業報酬前，向國稅局提出申請並取得核准，始能按核定所得額扣繳稅款，已給付報酬不得適用。

 Get in touch

日商組新聞稿之歷史消息 [請點這](#)

日商組官方網站 [請點這](#)



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱“DTTL”)，以及其一家或多家會員所及其相關實體。DTTL 全球每一個會員所及其相關實體均為具有獨立法律地位之個別法律實體，DTTL 並不向客戶提供服務。請參閱 [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的一家會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之個別法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、首爾、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte 及其會員所與關聯機構(統稱“Deloitte 聯盟”)不因本出版物而被視為對任何人提供專業意見或服務。在做成任何決定或採取任何有可能影響企業財務或企業本身的行動前，請先諮詢專業顧問。對信賴本出版物而導致損失之任何人，Deloitte 聯盟之任一個體均不對其損失負任何責任。